

# アイレクスゴルフ24利用規約

## 第1条(目的)

本規約は、株式会社ハクプロデュースシステム(以下「当社」といいます。)[「アイレクスゴルフ24」]の名称で運営するシミュレーションゴルフクラブ(以下「クラブ」といいます。)[「アイレクスゴルフ24」]の入退会や利用に関するルールを定めることを目的とします。

## 第2条(会員制)

- クラブは会員制とします。クラブに会員登録をし、入会した者を会員とします。
- クラブに入会しようとするときは、本規約その他当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会申込手続をしなければなりません。
- 前項の入会申込手続をし、当社が会員として適切と判断した申込者は、本規約その他当社が定める規則に従うことを承諾することにより、クラブへの入会が認められます。
- 会員は、本規約その他当社が定める規則、クラブが入居する施設内の諸規則を、全て遵守しなければなりません。

## 第3条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は、会員にすることができます。

本規約その他当社が定める規則を遵守できない者

- 満18歳以上の者
- 入会申込手続にかかる申込者と同一人物であることを確認できない者
- 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属するものと密接な関係有すると当社が判断した者
- 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患している者
- 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者
- その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者

## 第4条(会費と入会金等)

- 会員は、クラブ会費およびクラブ入会金その他、当社が定める費用(以下「会費等」といいます。))をクレジットカードによる支払い方法にて当社に支払うものとします。
- 毎月20日に翌月分の会費等がクレジットカード決済となります。引き落とし日はお客様ご利用のクレジットカード会社により異なります。入会時の初回支払については入会時に入会金、入会月会費(日割)、翌月分会費が入会手続き日に決済となります。
- 一旦納入した月会費、入会金等は、下記の場合を除きを返還しません。
  - 入会日より前に入会取り消しの手続きを受けた場合
  - 会員が死亡により退会した場合
  - 会員は、実際のクラブ利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全額支払わなければならないとします。
  - 当社は、会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに各会員に告知するものとします。
  - 会員は、会費等その他と社への債務を支払期限までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を会費等その他と社への債務と一緒に、当社が指定する方法で支払わなければならないとします。その際の支払に要する振込手数料等の費用は、当該会員の負担とします。当社が定める特別限定割引キャンペーンによる入会の場合、入会月+3ヶ月継続を条件とします。

## 第5条(契約プラン)

- 会員は当社が別に定める契約プランに応じて所定の会費を支払うことで契約プランの範囲内にてクラブを利用することができます。
- チケットの利用について
  - 有効期限は2ヶ月です。有効期限内に利用されなかったチケットは消滅するものとします。
  - チケットは本人に限り有効で他人への売買、譲渡はできません。
  - 予約のキャンセルは当社が指定する方法で行ってください。それ以降は無断キャンセルしたもとして、カウント、課金されるものとします。
- 会社は無断キャンセルについてペナルティを課すことができるものとします。

## 第6条(入退室管理システム)

- 当社は、会員に対し、入退館管理システムのアプリケーションその他クラブ利用のために必要なシステムの使用を許諾します(以下、会員カードと当該システムをあわせて「セキュリティキー」といいます。)
- 会員がクラブに入退する際には、セキュリティキーを使用するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯していない場合、クラブに入室することはできません。
- セキュリティキーは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
- 会員は、当社がセキュリティキーの提示を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- 会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は、当社は会員に対し、1回につき1万円を請求することができます。
- セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合または使用できなくなった場合には、会員は速やかに当社に申し出る必要があります。
- 当社は、会員が会員資格を喪失した場合または第11条に定める命令を受けた場合、セキュリティキーを使用できなくなる措置を講じることができます。使用できなくなったセキュリティキーは、会員資格を喪失した場合は速やかに破棄又は当社に返却しなければならず、第11条に定める命令を受けた場合は速やかに当社に返却しなければなりません。

## 第7条(クラブの利用方法)

- クラブは営業日の営業時間内において利用できるものとします。
- クラブにおいては当社のスタッフは在館せず、会員自身で設備を利用するものとします。
- 会員は、自己の責任において健康管理を行い、体調が不良の場合はクラブの利用を控えるものとします。
- 会員は、設備の利用方法が不明な場合は、当社から必要な説明を受け、理解した上で利用するものとします。
- 会員は、設備の利用に適した服装およびシューズを設備に利用するものとします。
- 打席利用のエチケット及びマナーを守り、前後の打席に注意し、特にボール収集やボールを置いたりする際は、前後打席の人に充分注意するものとします。
- 会員は、設備の利用後は、会員自身で利用前の状態に戻さなければなりません。会員によって持ち込んだゴミはすべてお持ち帰り願います。
- クラブ内の飲食は、軽食であればお持込と飲食(酒類は除く)は可能です。但し、他の利用者さまにご迷惑とならない様、匂いがキツイ物の持込やデリバリーサービスの利用はご遠慮ください。
- 会員は、当社が防犯目的でクラブ内に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾します。
- 会員は、設備を損害、汚損等した場合または設備が故障した場合は、あらかじめ当社が指定した連絡先に速やかに連絡しなければなりません。
- 火災、地震等の自然災害等が発生した場合、会員自身の責任と判断において避難等をするものとします。

## 第8条(会員以外のクラブ利用)

- 同伴可能としている契約プランに加入している会員は、会員以外の者を同伴しクラブを利用することができます。
- 同伴者は、会員は、契約プランによりとなり、1回につき1〜3名を限度とします。
- 同伴者は、小学生以上の方で会員と同様に利用規約を遵守しなければならないものとします。
  - 18歳未満の同伴者につきましては、ゴルフ特有の事故の恐れがありますので、下記ご注意ください。
    - 人がスイングしている際は、必ず席に座ってお待ちいただくこと。
    - 他の打席や通路で遊ぶなど、他の会員に迷惑になる行動はしないこと。

## 第9条(契約プランの変更)

会員は、契約プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月の10日までに、当社所定の手続きをするものとし、その場合、翌月1日よりプランが変更となります。

## 第10条(禁止行為)

会員は、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- 本規約その他当社が定める規則、クラブに提示されたルール、慣習上のルール、当社の説明および指示に反する行為とみなされる場合
- クラブ又はその敷地内において、当社スタッフ以外の者が有料ゴルフレッスンを行うこと、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力の依頼行為、署名活動等を行うこと
- 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をクラブまたはその敷地内へ持ち込むこと
- 正当な理由なく他者の所持品に触れること
- クラブの利用を認められていない者を同伴させること
- セキュリティキーを第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為
- 大声、奇声を発する行為、他のクラブ利用者やスタッフを畏怖させる言動を行うこと
- 他のクラブ利用者やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をすること
- 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をすること
- 動物(あらかじめ許諾された介助犬は除く。))を館内に持ち込むこと
- 他の会員のクラブ利用を妨げる行為をすること
- クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷つける言動をすること
- クラブ内での喫煙、飲酒
- ゴルフコース内において以下の行為をすること
  - 打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング(横振り等)を行うこと
  - プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り

③打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと

④クラブ備付のボール以外を使用すること

(5)クラブの設備や備付のボール、備品を損壊、汚損等し、又は持ち出す行為

(5)酒気を帯びて入室すること

(6)公序良俗に反する行為を行うこと

## 第11条(立入りの禁止、退去)

- 当社は次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間のクラブへの立入りの禁止またはクラブからの退去を命じることができます。
  - 本規約その他当社が定める規則に違反した者
  - 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明した者、または入会後に欠くこととなった者
  - 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者
  - 著しく不潔な身体または服装である者
  - 承諾なくセキュリティキーを使用せずに入室した者
  - 本規約の手続に従わず会員以外の者を入室させた者および当該入室した者
  - 会費等を1か月以上滞納した者
  - 上記(1)から(7)のほか、当社においてクラブからの退去又は相当期間のクラブへの立入りの禁止を命じることが適切であると判断した者
- 相当期間のクラブ立入りの禁止された場合、当該期間中であっても、会費等は発生します。

## 第12条(退会)

- 会員は、当社所定の手続を行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続は、原則として当社の指定する電磁的方法によるものとし、当社所定の退会フォームに入力をおこない、当社の受領確認をもって退会となります。
- 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合、翌月の末日をもって退会となります。
- 本条の退会手続が完了しない間は、クラブの利用がない場合でも会費等が発生します。
- 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続と同時に完納しなければなりません。

## 第13条(届出等)

- 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。
- 当社またはクラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未到達または延滞等の場合でも、当社は発送後の責を負いません。

## 第14条(退会処分)

- 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させること(以下「退会処分」といいます。))ができます。
  - 本規約その他当社が定める規則を遵守しないとき
  - クラブの内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じると判断されたとき
  - 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき(入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。))
  - 会費等を2か月以上滞納したとき
  - その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき
- 退会処分を受けた会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。
- 退会処分を受けた会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいしません。
- 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできません。

## 第15条(資格喪失)

- 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。
  - 退会した場合または退会処分を受けた場合
  - 死亡した場合または法人が解散した場合
  - クラブが閉鎖された場合
- 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上、精算するものとします。

## 第16条(会員資格の譲渡禁止等)

クラブの会員資格は、本人限りとして、第三者の譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

## 第17条(営業日および営業時間)

クラブの営業日、営業時間については、クラブごとに、別に定めます。但し、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

## 第18条(クラブの利用制限)

- 当社は、次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部の利用を制限することができます。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会費等は発生します。
  - 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認められたとき
  - 施設、設備の点検、補修または改修をするとき(緊急対応時も含む)
  - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
  - 定休日及び会社が別に定めた休館日、その他クラブの全部または一部の利用を制限する必要と認めるとき
- 前項の制限を、事前にその旨をクラブまたはクラブのホームページ等にて告知します。但し、緊急を要する場合にはこの限りではありません。

## 第19条(クラブの閉鎖・変更)

- 当社は、次の各号の場合には、クラブの全部または一部を閉鎖、もしくは変更することができます。
  - 気象・災害等により営業不能と認められたとき
  - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他クラブの経営上やむを得ない事由が発生したとき
- クラブの閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合は、会費等は発生し、代替利用等の特別の措置は行いません。

## 第20条(賠償責任)

- 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき事由により、当クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 当クラブの駐車場および共同駐車場で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき事由により、当クラブの駐車場において事故等の損害を与えたときは、遅滞なく当クラブに連絡し、当クラブの指示に従い修復、または損害の賠償責任を果たさなければなりません。

## 第21条(再委託)

当社は、クラブの運営に関する当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。また、当該第三者に委託するに伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があります。会員はこれを了承します。

## 第22条(通知予告)

クラブに関する通知または予告は、クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

## 第23条(本規約その他の規則の改定)

当社は、本規約その他の規則を改定することができます。また、改定後の本規約その他の規則は改訂日以降、全ての会員に適用されます。

## 第24条(管轄裁判所)

クラブ利用に関する会員と当社との間の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、2022年12月17日より発効します。

【2022年12月17日制定】